

令和2年9月1日

保護者様

小野市立小野中学校長 藤原 俊則

部活動の対外試合における新型コロナウイルス感染予防対策について

1 対外試合実施にあたっての基本的な考え方

対外試合（大会、練習試合）の実施については、兵庫県教育委員会、小野市教育委員会の方針（※9/1 現在、対外試合の制限はなし）に従うことを前提とし、適切な感染防止対策を講じた上で、感染拡大に最大限の注意を払いながら実施する。その際、各競技の上位団体が、競技の特性を加味して作成したガイドライン（※別添）を参考に、「三つの密」を徹底的に回避することに努める。

そして、対外試合への参加については、生徒および保護者の意向を尊重し、強制することのないよう注意を払う。

なお、今後の各地域の感染状況を踏まえて、随時見直しを行いますのでご留意ください。

2 感染予防対策

(1) 会場校の対応

- ① 感染拡大防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にし、協力を求める。なお、協力を得られない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知する。
 - ② 参加校の選手、顧問、保護者の検温結果など、下記内容の健康チェックを行う。
 - ・ 当日の体温
 - ・ 発熱、咳・痰・胸部不快感、強いだるさや倦怠感および味覚嗅覚を感じない等の症状がない。
 - ・ 当日の2週間前までにおける発熱などの感染症状がない。
 - ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない。
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない、14日以内に感染者との接触や濃厚接触者と特定されたことがない。
- ※ 対外試合に出向く場合は、事前に会場校へ連絡し、参加選手全員の健康チェックを行った上で実施することを依頼する。
- ③ 選手、顧問、保護者が会場に入る際、必ずマスクを着用させる。ただし、熱中症には十分注意し、他者との距離がある場合は適宜外してもよい。

- ④ 受付場所、練習場所および試合会場には消毒液などを配備し、適切な消毒を確認する。
- ⑤ 選手ならびに関係者の密集のリスクを回避するために、十分に距離をあけた待機場所を指定する。
- ⑥ 受付場所、集合場所を換気のよい場所に設置するなど、選手ならびに関係者の密集・密閉のリスクを回避する工夫をする。
- ⑦ 感染予防対策を優先し、試合に支障がない開会式・表彰式を省略するなど、大会運営における慣例や慣習を見直す工夫を図る。
- ⑧ 観客が入る場合は、密集・密接にならないように配慮し、大声での応援なども控えるように協力をお願いします。また、必要に応じて入場者の制限や誘導を行う。
- ⑨ 更衣室やトイレ、待機スペース、役員控室などは広さにゆとりを持たせ、一度に入室できる人数を制限するなど、他の参加者と密になることを避けること。また、換気扇を常に回す、換気用の小窓を開けるなど換気に配慮する。
- ⑩ 競技場内で、複数の関係者が触れると考えられる場所や物品(審判用具、筆記用具、ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子など)について、こまめに消毒する。特に、トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、さらにこまめに消毒する。
- ⑪ 感染者が発生したとしても、その者を誹謗中傷したり、非難したりすることが無いように配慮する。

(2)参加者の遵守すべき事項

- ① 参加者は、当日朝に検温をし、その他必要事項を運営側に報告をする。
- ② 試合中はマスクを外してプレーを行うが、試合の前後ではマスクを着用すること。
- ③ 会場内では他人との距離をできるだけ 2メートル確保するよう努力するとともに、話をする際には、対面しないようにすること。
- ④ 試合前のアップおよび試合において、選手が密集・密接する円陣や声出し、整列などは控えること。
- ⑤ 試合開始前の挨拶、トスおよび試合後の挨拶は 2m 以上離れて行うこと。また試合後の選手間での握手も行わない。
- ⑥ ペアなどとのハイタッチや握手は行わず、至近距離での声掛けも行わないこと。
- ⑦ 一般の応援者については、観客席が「密」にならないように、一定の距離を保って観戦するよう、チームごとで応援者に注意喚起を行うこと。
- ⑧ ウイルスが手指から感染する可能性があることを認識し、不用意に顔を触らないこと、給水前には手指消毒すること。
- ⑨ 用具、用品(ラケット、タオル、ウェアなど)のシェアをしないこと。また、マイボトルを用意し、チーム内でのコップの共有、使い回しを行わないこと。
- ⑩ 試合終了の度に、こまめな手洗いを行うこと。

- ⑩ チーム内などにおいて、感染者が発生した場合は、チームを活動停止するとともに大会への出場を中止し、関係者に連絡すること。

(3) 会場への保護者送迎時の注意事項

- ① 顧問は、生徒、ドライバーの健康チェックを行う。
- ② 乗車前に顧問が全員の手指消毒を確認する。
- ③ 全員マスクを着用し、私語を慎む。
- ④ 車内の換気を行うために、対角の窓を常に少し開けて換気するか1時間に3回程度換気を行う。(保護者の方が気を付けてください。)
- ⑤ 下車時も顧問が全員の手指消毒を確認する。
- ⑥ 車内が密にならないだけの送迎車台数を確保する。
 - ※5人乗りの車であればドライバーを含めて4人、7人乗りであれば6人等、1列に3人が並ばないことを基準とする。
 - ※必要台数が確保できない場合は、「バスの借り上げ」、「参加人数を減らす」、「対外試合を取りやめる」のいずれかの措置をとる。

(4) その他

- ① 飲食については、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控える。
- ② 会場に配備しているゴミ箱などを撤去し、ゴミは各自持ち帰らせる。
- ③ 会場内におけるマスク未着用時の咳エチケットの励行、および唾、痰を吐く行為を厳禁とする。

3 学校関係者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

(1) 学校関係者(生徒・教職員等)が検査対象となった場合

- ①情報の迅速な入手を行う。
- ②当該生徒は出席停止、教職員等は自宅待機とする。
- ③保護者あての連絡文書を準備する。
- ④当該学校関係者が使用した箇所を特に念入りに、校内の消毒を行う。
- ⑤教育委員会あてに報告する。

(2) 学校関係者の感染が確認された場合

- ①臨時休業等の必要がないとされた場合(県加東健康福祉事務所から校内の濃厚接触者の指定がない場合)
 - ア) 当該生徒は出席停止、教職員等は自宅待機とする。
 - イ) 校内における濃厚接触者0名でも、県加東健康福祉事務所の指示の下、教室、学年フロア、手洗い場、トイレ等、当該生徒等が活動した範囲を特定して、消毒を行う。
 - ウ) 個人情報保護の観点から感染に関する情報は公表しない。

エ) 保護者に文書にて連絡する。

②臨時休業等を行う必要があるとされた場合

ア) 校内における濃厚接触者があり、県加東健康福祉事務所から臨時休業（学級、学年、学校全体）することを助言された場合は、校内の消毒を行うとともに、濃厚接触者の陰性が確認されるまでの期間（2～3日間）臨時休業等を行うこととなるので、保護者に文書にて連絡する。

イ) 濃厚接触者の中から陽性者が出た場合は県加東健康福祉事務所の助言に基づき、臨時休業等の延長を行うこととなるので、改めて保護者に文書にて連絡する。

ウ) 教育委員会あてに報告する。

エ) 臨時休業等を行う学校名及び対象学年・学級・人数の公表は、教育委員会で行う。

【留意点】

- ・ 感染の確認が生徒等の下校時以降になる等の理由で、保護者に文書にて臨時休業等の連絡ができない場合は、緊急連絡メール等で連絡を徹底する。

(3) 感染した児童生徒等（学校関係者）に対する配慮

感染者や濃厚接触者等に対する差別や偏見が生じないよう、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に指導を行うなど、十分に配慮する。